だし書に規定する時間である処置を行った場合　　所定点数の100分の80に相当する点数
ロ　処置の所定点数が150点以上の場合であって、入院中の患者以外の患者に対して行われる場合（イに該当する場合を除く。）
⑴　休日加算２　　所定点数の100分の80に相当する点数
⑵　時間外加算２　　所定点数の100分の40に相当する点数
⑶　深夜加算２　　所定点数の100分の80に相当する点数
⑷　⑴から⑶までにかかわらず、区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注７のただし書に規定する保険医療機関において、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である処置を行った場合　　所定点数の100分の40に相当する点数
６　対称器官に係る処置の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、両側の器官の処置料に係る点数とする。

第１節　処置料

区分

（一般処置）

Ｊ０００　創傷処置
１　100平方センチメートル未満　52点
２　100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満　60点
３　500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満　90点
４　3,000平方センチメートル以上6,000平方センチメートル未満　160点
５　6,000平方センチメートル以上　275点
注１　１については、入院中の患者以外の患者及び手術後の患者（入院中の患者に限る。）についてのみ算定する。ただし、手術後の患者（入院中の患者に限る。）については手術日から起算して14日を限度として算定する。
２　区分番号Ｃ１０９に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料又は区分番号Ｃ１１２に掲げる在宅気管切開患者指導管理料を算定している患者に対して行った創傷処置（熱傷に対するものを除く。）の費用は算定しない。
３　５については、６歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、55点を加算する。

Ｊ００１　熱傷処置
１　100平方センチメートル未満　135点
２　100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満　147点
３　500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満　270点
４　3,000平方センチメートル以上6,000平方センチメートル未満　504点
５　6,000平方センチメートル以上　1,500点
注１　初回の処置を行った日から起算して２月を経過するまでに行われた場合に限り算定し、それ以降に行う当該処置については、区分番号Ｊ０００に掲げる創傷処置の例により算定する。
２　１については、入院中の患者以外の患者及び手術後の患者（入院中の患者に限る。）についてのみ算定する。ただし、手術後の患者（入院中の患者に限る。）については手術日から起算して14日を限度として算定する。
３　１については、第１度熱傷の場合は第１章基本診療料に含まれ、算定できない。
４　４及び５については、６歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、55点を加算する。

Ｊ００１－２　絆創膏固定術　500点
Ｊ００１－３　鎖骨又は肋骨骨折固定術　500点
Ｊ００１－４　重度褥瘡処置（１日につき）
１　100平方センチメートル未満　90点
２　100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満　98点
３　500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満　150点
４　3,000平方センチメートル以上6,000平方センチメートル未満　280点
５　6,000平方センチメートル以上　500点
注１　重度の褥瘡処置を必要とする患者に対して、初回の処置を行った日から起算して２月を経過するまでに行われた場合に限り算定し、それ以降に行う当該処置については、区分番号Ｊ０００に掲げる創傷処置の例により算定する。
２　１については、入院中の患者以外の患者及び手術後の患者（入院中の患者に限る。）についてのみ算定する。ただし、手術後の患者（入院中の患者に限る。）については手術日から起算して14日を限度として算定する。

Ｊ００１－５　長期療養患者褥瘡等処置（１日につき）　24点
注１　入院期間が１年を超える入院中の患者に対して褥瘡処置を行った場合に、その範囲又は回数にかかわらず、所定点数を算定する。
２　当該褥瘡処置に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。

Ｊ００１－６　精神病棟等長期療養患者褥瘡等処置（１日につき）　30点
注１　結核病棟又は精神病棟に入院している患者であって、入院期間が１年を超えるものに対して、次に掲げる処置のいずれかを行った場合に、その種類又は回数にかかわらず、所定点数を算定する。
イ　創傷処置（熱傷に対するものを除く。）
⑴　100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満
⑵　500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満
ロ　皮膚科軟膏処置
⑴　100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満
⑵　500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満
２　注１に掲げる処置に係る処置料は、所定点数に含まれるものとする。

Ｊ００１－７　爪甲除去（麻酔を要しないもの）　60点
注　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。

Ｊ００１－８　穿刺排膿後薬液注入　45点
注　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。

Ｊ００１－９　空洞切開術後ヨードホルムガーゼ処置（１日につき）　45点

Ｊ００２　ドレーン法（ドレナージ）（１日につき）
１　持続的吸引を行うもの　50点
２　その他のもの　25点
注　３歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。

Ｊ００３　局所陰圧閉鎖処置（入院）（１日につき）
１　100平方センチメートル未満　1,040点
２　100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満　1,060点
３　200平方センチメートル以上　1,100点
注　初回の貼付に限り、１にあっては1,690点を、２にあっては2,650点を、３にあっては3,300点を、初回加算として、それぞれ所定点数に加算する。

Ｊ００３－２　局所陰圧閉鎖処置（入院外）（１日につき）
１　100平方センチメートル未満　240点
２　100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満　270点
３　200平方センチメートル以上　330点
注　初回の貼付に限り、１にあっては1,690点を、２にあっては2,650点を、３にあっては3,300点を、初回加算として、それぞれ所定点数に加算する。

Ｊ００４　流注膿瘍穿刺　190点
Ｊ００５　脳室穿刺　600点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。
Ｊ００６　後頭下穿刺　300点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。